

みんなで
取り組み、
地域の安全力を
高めよう



四日市市

.....

安全なまちづくり

.....

基本計画

2022年度～2026年度



— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の位置づけと役割	2
3. 計画の構成	3
4. 計画の期間	3
第2章 安全なまちづくりの現状	4
1. 統計データ等の推移	4
(1) 市内の治安情勢	4
(2) 市内の交通事故の状況	7
(3) 消費者相談の状況	11
2. 前計画に照らした取組の成果と課題	12
(1) 犯罪からの安全	12
(2) 交通安全	16
(3) 日常生活上の安全	21
3. 安全なまちづくりを取り巻く社会情勢と関係者の意識	24
(1) 上位計画・関連計画等	24
(2) 社会情勢の変化	25
(3) アンケート結果の概要	26
第3章 基本的な考え方	29
1. 基本理念	29
2. 基本方針	29
3. 施策の体系	30

第4章 取組の方向性と主な事業..... 31

基本方針1 市民一人ひとりの防犯意識づくり 31

 基本施策1-(1) 防犯意識の啓発 32

 基本施策1-(2) 防犯のための人づくり 33

基本方針2 防犯力の高い地域社会づくり 34

 基本施策2-(1) 地域ぐるみでの防犯体制づくり 35

 基本施策2-(2) 住民を守るための活動の促進 36

基本方針3 犯罪が起きにくいまちづくり 38

 基本施策3-(1) 施設等における防犯環境の整備 39

 基本施策3-(2) 地域における防犯環境の整備 40

 基本施策3-(3) 市民生活の安全の確保 41

 基本施策3-(4) 犯罪の未然防止 43

基本方針4 交通事故のないまちづくり 44

 基本施策4-(1) 交通安全意識の向上 45

 基本施策4-(2) 交通安全環境の整備 46

第5章 計画の推進にあたって 47

1. 計画の推進体制 47

2. 計画の進行管理 47

3. 新たな安全なまちづくり活動のあり方に向けた検討 48

資料編..... 49

1. 策定経過..... 49

2. 安全なまちづくり推進協議会委員名簿 50

3. 条規..... 51

 (1) 四日市市安全なまちづくり条例..... 51

 (2) 四日市市安全なまちづくり推進協議会要綱 53

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

日々の生活を安心して過ごせることは、子どもから高齢者まで、すべての市民の願いであり、犯罪や交通事故のない安全な環境は、市民生活や企業活動の基本であるといえます。

本市では、平成13年12月21日に「四日市市安全なまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して生活できる安全な地域社会の実現を目指しています。また、平成16年度には、この条例を受けて、地域の安全に関する施策を総合的、計画的に推進するため「四日市市安全なまちづくり基本計画」を策定しました。

その後、本市では全国に先駆けた青色回転灯によるパトロール¹や子どもの見守りなど、犯罪や交通事故の防止に取り組む市民活動が熱心に行われてきました。一方、全国的に犯罪や交通事故の発生件数は大きく減少している反面、高齢者が特殊詐欺²などの被害に遭ったり、子どもが通学途上で交通事故に巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。このように、計画の策定時と比べて、本市の防犯、交通安全等を取り巻く環境に変化がみられることから、計画の見直しを行うものです。

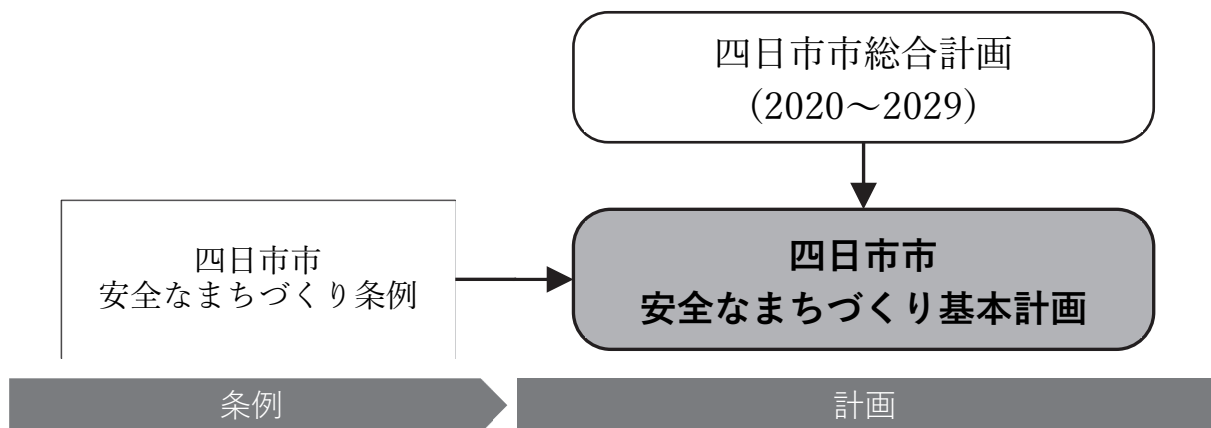
¹ 青色回転灯によるパトロールとは、自動車に青色回転灯を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロールのことです。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるという証明を受けることで、青色回転灯を装備することが認められます。警察官のように法的権限はありませんが、犯罪の防止に大きな効果が期待できます。

² 特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、還付金が受け取れるなどといってATM（現金自動預払機）を操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪のことです。

2. 計画策定の位置づけと役割

この計画は、「四日市市安全なまちづくり条例」第6条に基づき、地域の安全に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。「四日市市総合計画（2020～2029）」に則することはもとより、関連する計画等との整合を図ることとします。

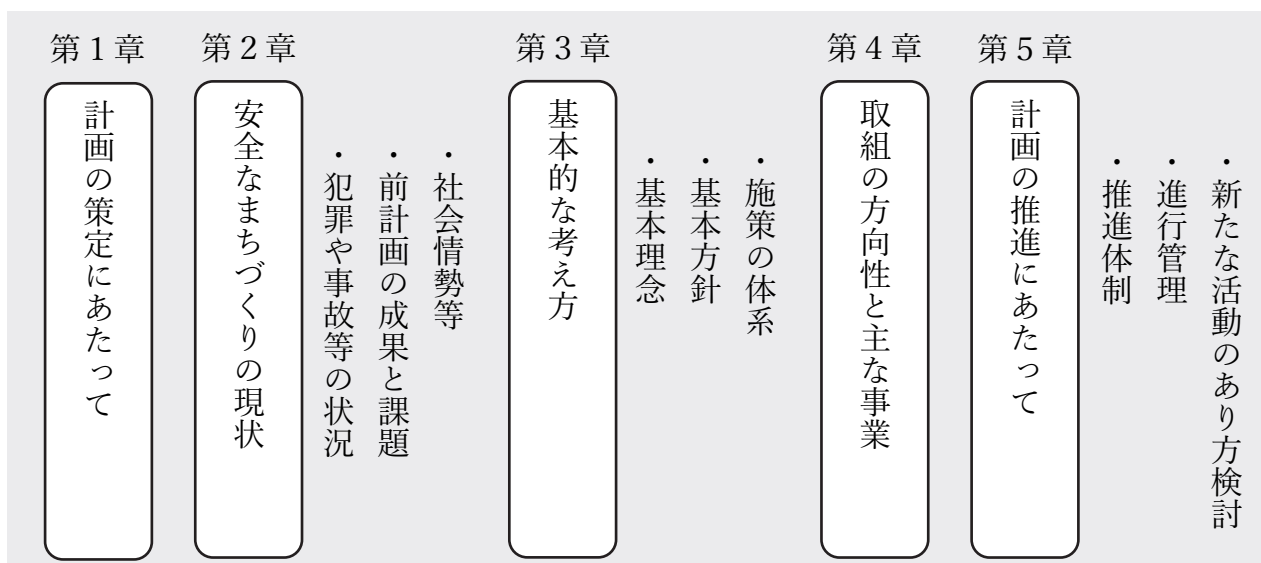
また、この計画は、「四日市市安全なまちづくり条例」第1条の目的に基づき、地域における犯罪及び事故の発生の防止に向けた市、市民及び事業者が果たすべき責務を明らかにしつつ、市民の安全意識の高揚と、防犯・交通安全にかかる自主的な活動の促進を図り、安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。



3. 計画の構成

この計画の構成は次のとおりとし、安全なまちづくりにかかる現状を整理した上で、総論（第3章：基本的な考え方）を掲げ、その実現に向けて各論（第4章：取組の方向性と主な事業）を定めます。

取組の方向性と主な事業においては、市民協働³の考え方を踏まえ、目指す目標（安全なまちの姿や成果指標）を各主体間で共有することを通じて、協働によって基本理念等の実現を目指します。また、市民、事業者、地域・団体、行政それぞれの役割を示すことにより、協働による計画の推進を図ります。



4. 計画の期間

計画期間は、2022年度～2026年度(令和4年度～令和8年度)までの5か年とします。ただし、犯罪及び交通事故の発生状況の変化や大きな制度改正などがあった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

³ 市民協働とは、市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を生かしてまちづくりに取り組むことをいいます。

第2章 安全なまちづくりの現状

1. 統計データ等の推移

計画の背景として、統計データ等から四日市市の防犯、交通安全にかかる現状を整理します。

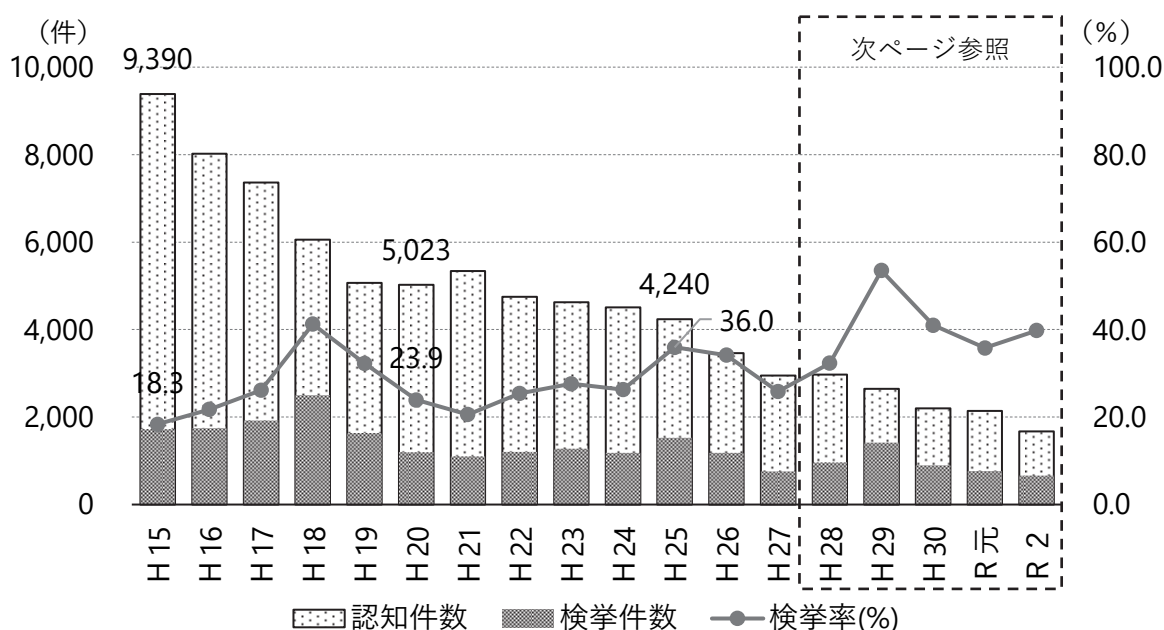
(1) 市内の治安情勢

① 犯罪発生件数の推移

市内の刑法犯⁴認知件数は大きく減少し、平成15年に9,390件であったものが平成28年には2,974件、令和2年には1,674件となっています。検挙率については、年によるばらつきがみられるものの、平成15年の18.3%から上昇し、平成28年には32.3%、令和2年には39.8%となっています。

また、人口千人当たりの刑法犯認知件数を県、国と比較すると、やや高い値で推移していますが、その差は小さくなってきています。

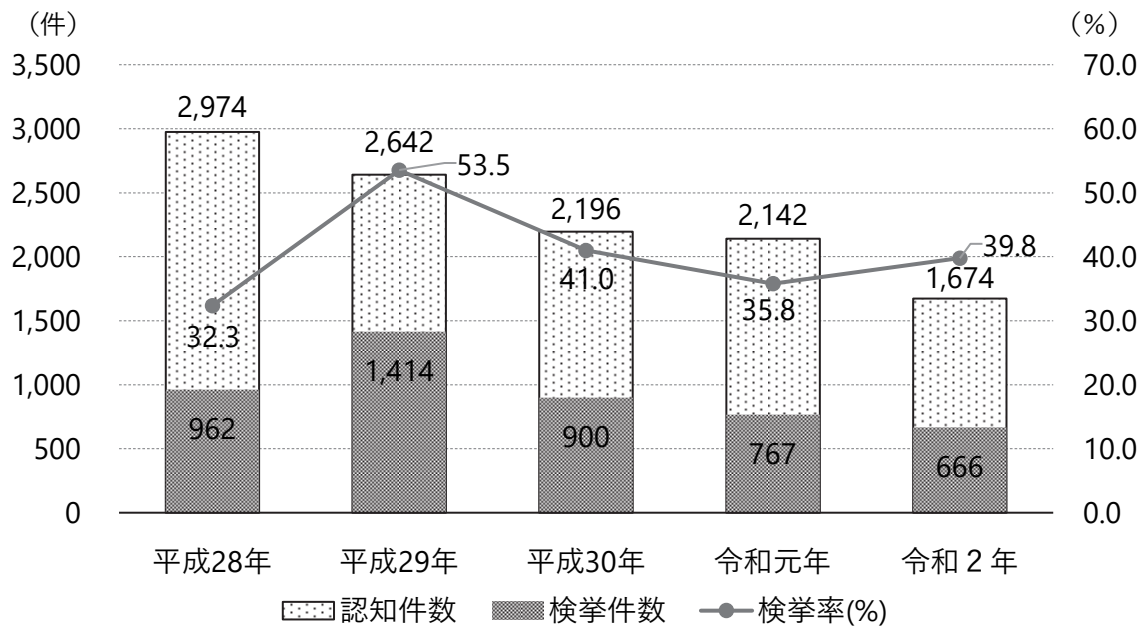
図 刑法犯認知・検挙件数の推移（18年間）



資料：「市町累年統計表」（三重県統計課）及び三重県四日市南警察署統計データに基づき作成

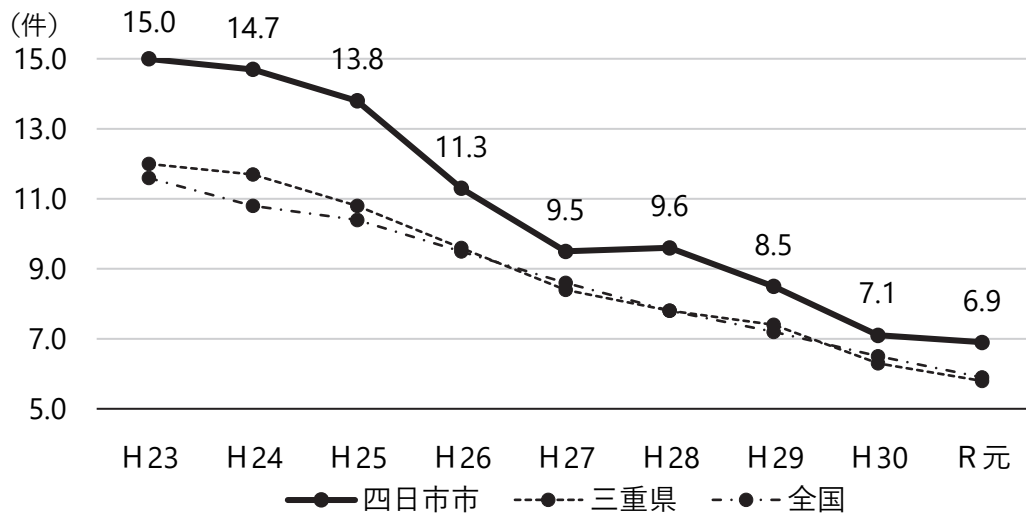
⁴ 刑法犯とは、「刑法」をはじめ、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」及び「人質による強要行為等の処罰に関する法律」に規定する罪をいいます。

図 刑法犯認知・検挙件数の推移（直近5年間）



資料：「市町累年統計表」（三重県統計課）及び三重県四日市南警察署統計データに基づき作成

図 人口千人当たり刑法犯認知件数の比較

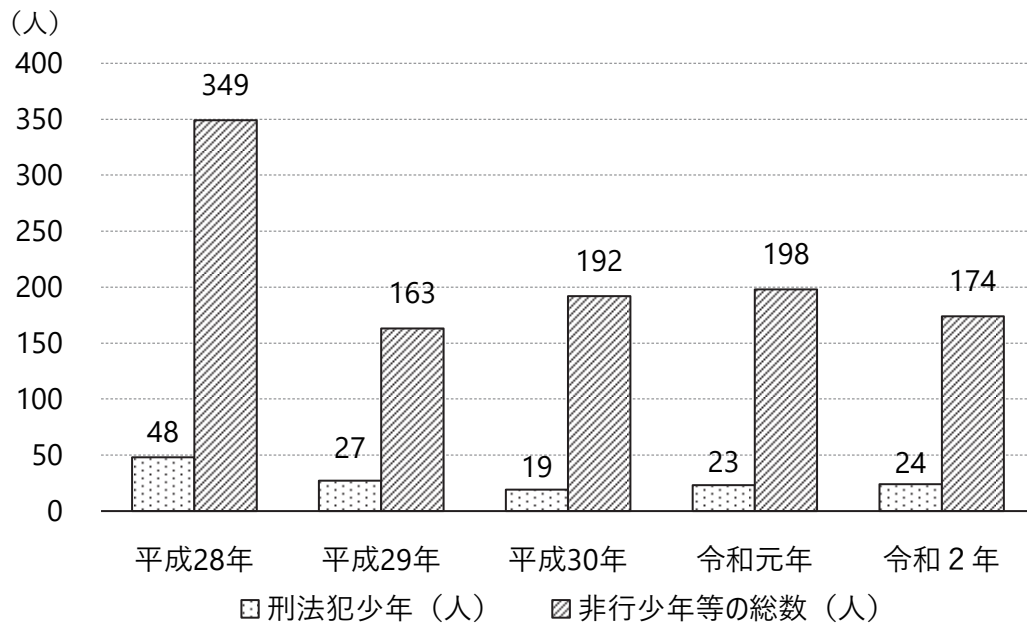


資料：「統計でみる三重のすがた」（三重県統計課）

② 非行少年等の人数の推移

市内の非行少年⁵等の人数も大きく減少し、平成 15 年に 5,353 人であったものが平成 28 年には 349 人となり、その後、200 人未満で推移しています。刑法犯少年の人数も同様に大きく減少し、平成 15 年に 531 人であったものが平成 28 年には 48 人となり、その後、30 人未満で推移しています。

図 非行少年等の人数の推移



資料：三重県四日市南警察署統計データに基づき作成

⁵ 非行少年とは、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいいます。少年とは 20 歳未満の者を指し、犯罪少年は罪を犯した少年、触法少年は刑法犯の罪に触れる行為をした 14 歳未満の少年、ぐ犯少年は保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格または環境から判断して、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年とされています。

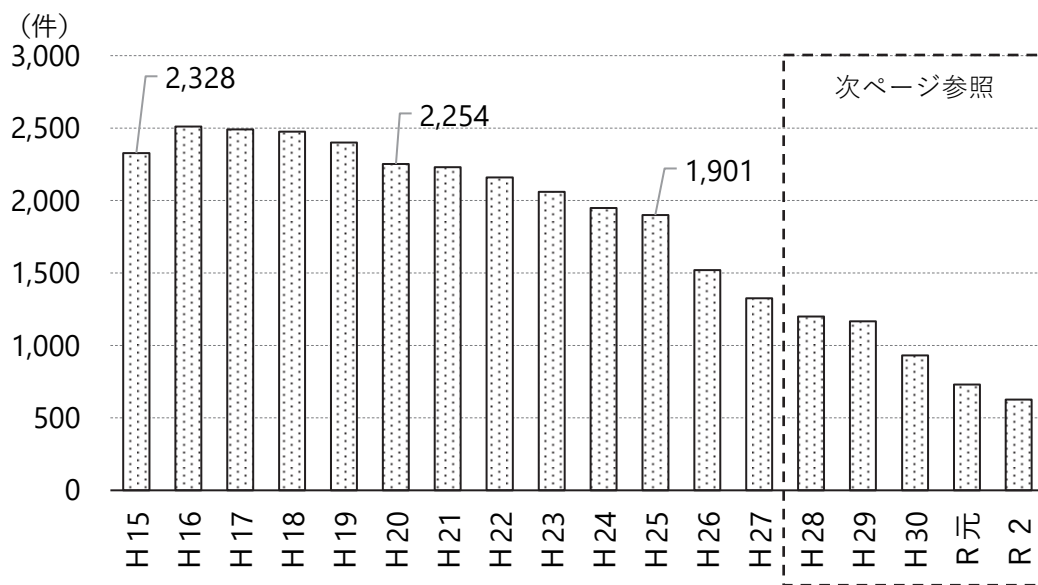
(2) 市内の交通事故の状況

① 交通事故発生件数の推移

市内の交通事故発生件数は減少傾向にあり、平成 15 年に 12,101 件であったものが平成 28 年には 10,995 件、令和 2 年には 9,159 件となっています。一方、人身事故発生件数は大きく減少しており、平成 15 年に 2,328 件であったものが平成 28 年には 1,200 件、令和 2 年には 626 件となっています。

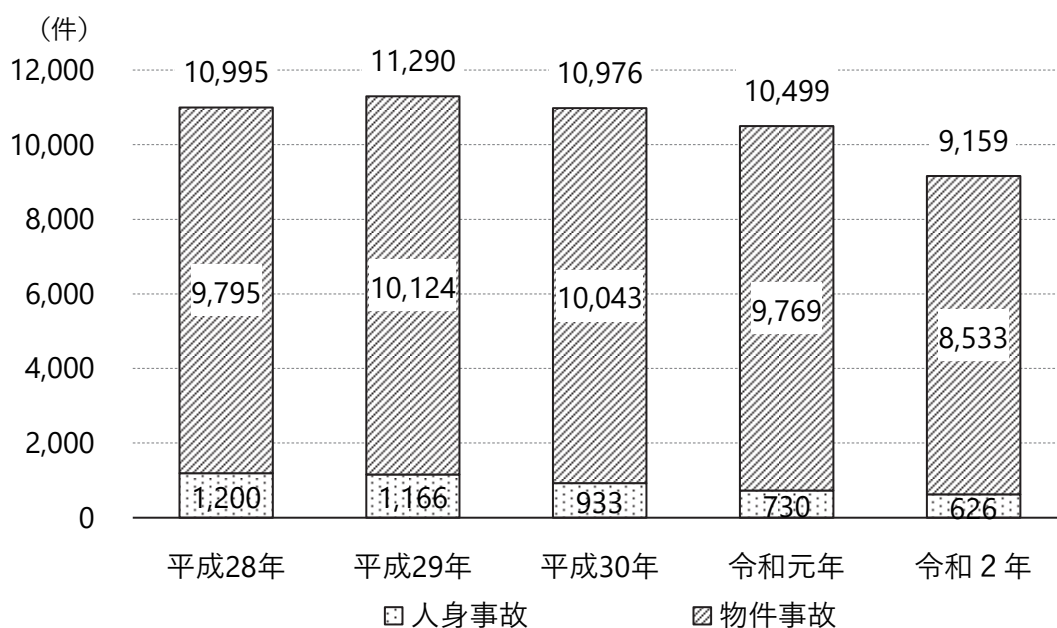
また、人口千人当たりの交通事故（人身事故）発生件数を県、国と比較すると、以前は県、国よりも高い値となっていました。近年は、県よりもやや高く、国よりも低い値で推移しています。

図 交通事故発生件数（人身事故）の推移（18 年間）



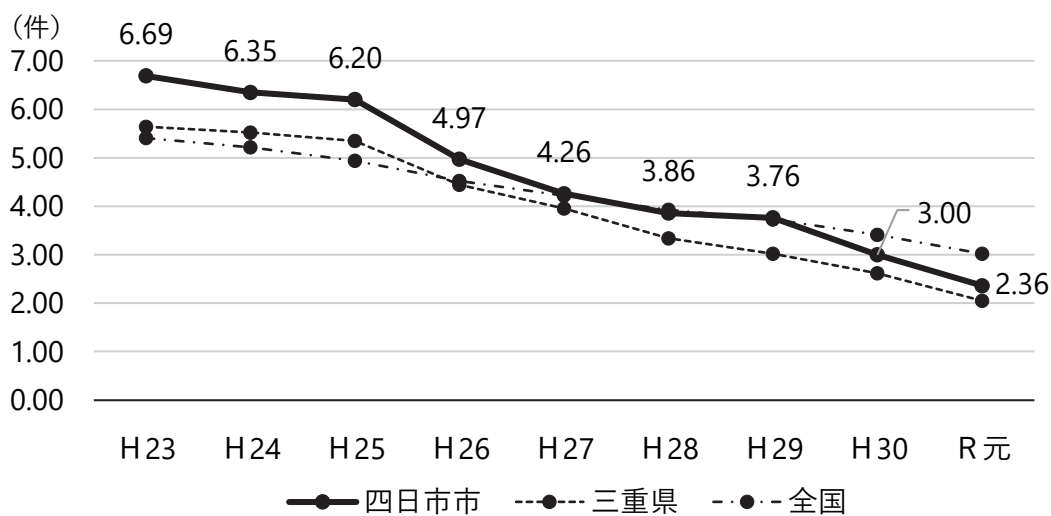
資料：「市町累年統計表」（三重県統計課）

図 交通事故発生件数の推移（直近5年間）



資料：三重県四日市南警察署統計データに基づき作成

図 人口千人当たり交通事故（人身事故）発生件数の比較



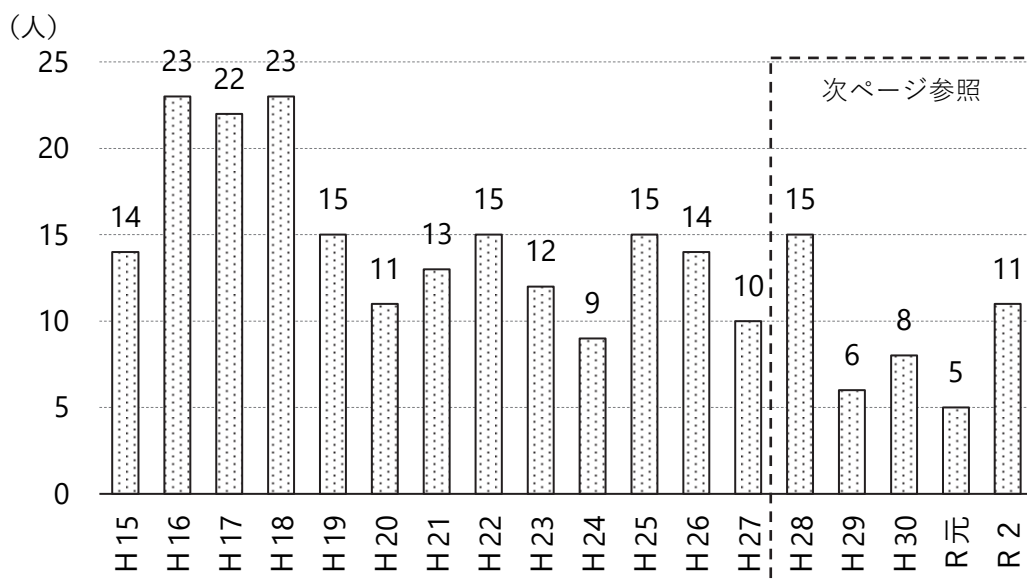
資料：「統計でみる三重のすがた」（三重県統計課）

② 交通事故死者数の推移

市内の交通事故死者数は年による増減があり、平成15年は14人でしたが、平成16年以降は20人以上に増加しました。その後、平成19年以降は15人以下で増減を繰り返し、平成29年から令和元年にかけては10人未満で推移しました。令和2年には再び11人に増加しているものの、全体としては漸減の傾向がみられました。

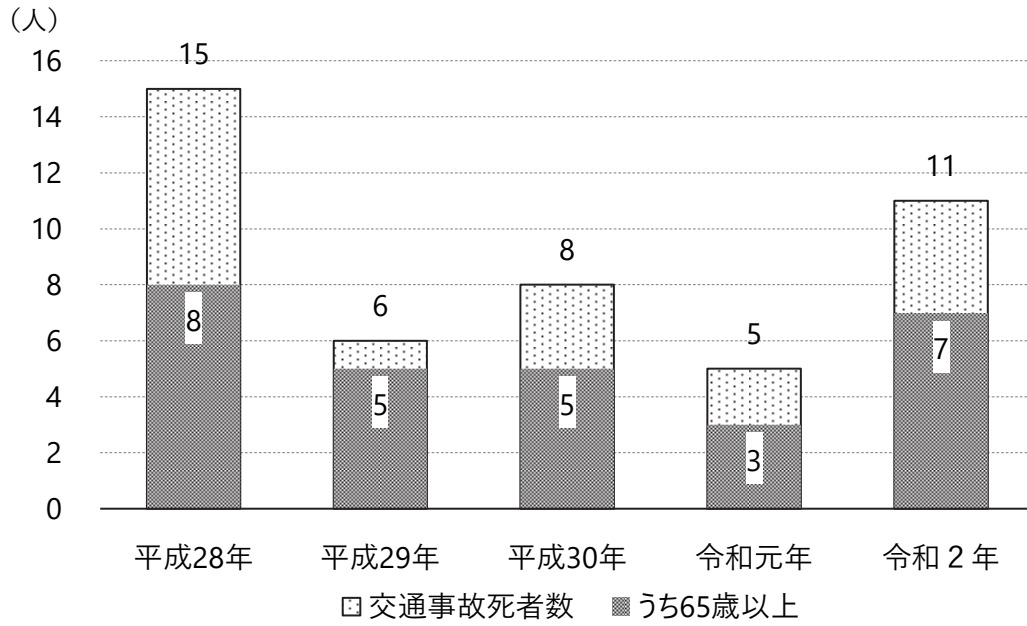
また、平成28年から令和2年の交通事故死者数については、過半を65歳以上の高齢者が占めています。

図 交通事故死者数の推移（18年間）



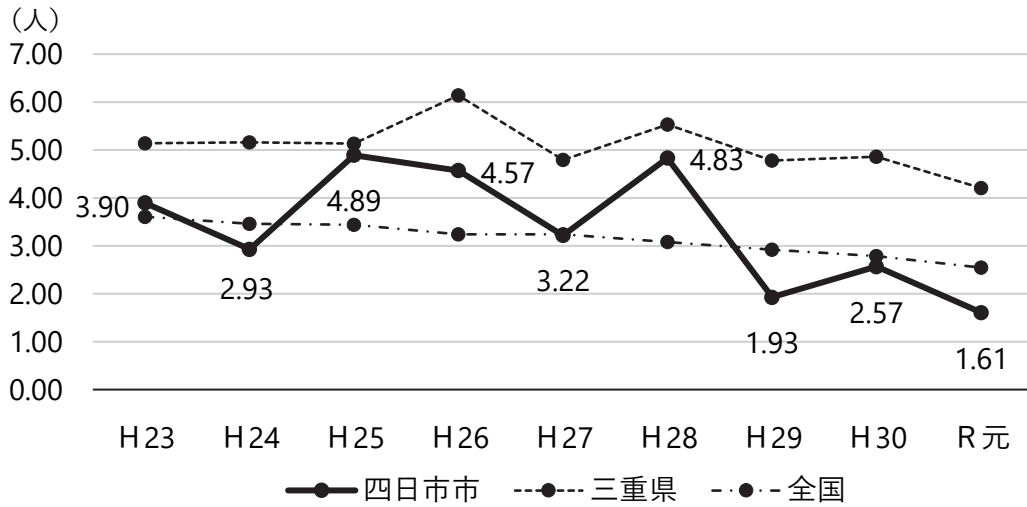
資料：「市町累年統計表」（三重県統計課）

図 交通事故死者数の推移（直近5年間）



資料：三重県四日市南警察署統計データに基づき作成

図 人口十万人当たり交通事故死者数の比較

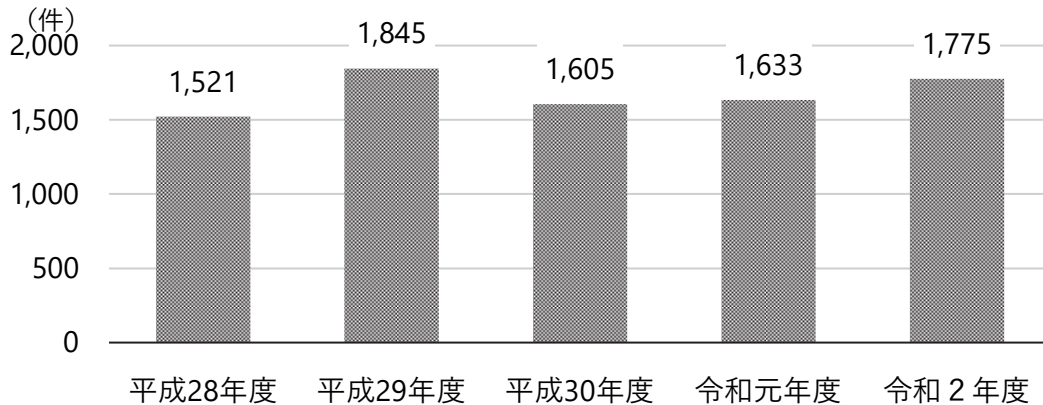


資料：「統計でみる三重のすがた」（三重県統計課）

(3) 消費者相談の状況

本市の市民・消費生活相談室に寄せられた相談件数については、平成 15 年度が 4,597 件であるのに対し、平成 28 年度は 1,521 件となっています。しかし、その後はやや増加傾向にあり、令和 2 年度は 1,775 件となっています。その内訳としては、特殊販売⁶のうちの通信販売にかかるものが多い状況です。

図 消費者相談件数の推移



		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特殊販売	通信販売	481	452	401	445	594
	訪問販売	144	174	128	134	141
	電話勧誘	78	83	62	69	70
	マルチ商法 ⁷ 等	19	13	20	18	17
	その他	491	796	713	567	599
一般	店舗販売	308	327	281	400	354
計		1,521	1,845	1,605	1,633	1,775

※その他：ネガティブ・オプション⁸や訪問購入⁹、ハガキによる架空請求など

資料：四日市市 市民生活課 市民・消費生活相談室

⁶ 特殊販売とは、通信販売、訪問販売といった消費者トラブルを起こしやすい販売形態の総称で、特定商取引法等によって取引ルールが定められているものをいいます。

⁷ マルチ商法とは、商品を販売しながら会員を勧誘するとリベート（割戻）が得られるとして、消費者を販売員にして、会員を増やしながら商品を販売していく商法のことです。

⁸ ネガティブ・オプションとは、注文していない商品を勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして代金を一方的に請求する商法です。送り付け商法とも呼ばれます。

⁹ 訪問購入とは、事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入（買い取り）を行う取引のことです。貴金属の強引な買い取り被害などを防ぐため、特定商取引法で規制されています。

2. 前計画に照らした取組の成果と課題

計画の前提として、これまで前計画に基づいて実施してきた取組の成果と今後の課題を整理します。

(1) 犯罪からの安全

① 防犯意識の啓発と情報提供

■平成 16 年に四日市市地域防犯協議会（以下、地域防犯協議会という。）が組織されて以降、地域における防犯活動の一環として、市内各地で「青色回転灯」によるパトロールが広がり、自主防犯活動に対する理解や市民意識が高まりました。こうした中で市は、自主防犯活動に必要な資機材の購入支援や、防犯外灯及び防犯カメラの設置支援を行うなど、地域の防犯環境の向上に努めてきました。その一方で、自主防犯団体の高齢化や後継者不足などの課題が指摘されています。

項目	取組の成果	今後の課題
市民個々の安全点検 〈市民の役割〉	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防犯協議会及び防犯協会の防犯活動を継続支援しました。 ○それらの活動を通じて市民の防犯意識の向上、知識の周知を図り、周囲の安全点検や互いのコミュニケーションづくりに取り組んだ結果、自主防犯活動に取り組む団体数が増加しました（平成 16 年度 13 団体→令和 2 年度 41 団体）。 	<ul style="list-style-type: none"> ➔高齢化等による担い手不足などを踏まえ、地域の防犯活動や安全点検をどのように継続させていくかが課題です。
地域ぐるみの防犯活動 〈市民の役割〉	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動に取り組む団体への資機材の購入支援を行うとともに、青色回転灯を用いたパトロールの指導を実施しました。 ○パトロールで使用するベストや帽子の購入を支援することで、市民の取組に対する機運を高めることができました。 ○地域防犯協議会の加入団体間で情報共有を促し、取組の活性化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ➔地域団体の高齢化に伴い、担い手の確保・育成が求められます。 ➔地域の防犯意識づくり、つながりづくりが求められます。

項目	取組の成果	今後の課題
地域ぐるみで行う、子どもたちの見守り〈市民の役割〉	<p>○令和3年4月現在、「こどもをまもるいえ¹⁰」は市内で33団体の設置団体と、9,936軒の登録があり、子どもの登下校時における安全安心の確保に寄与しています。</p> <p>○令和3年4月現在、「こども110番みまもりたい¹¹」ステッカーは23事業所・832台の車に貼付されており、子どもへの犯罪の抑止と市民への啓発に役立っています。</p>	<p>→「こどもをまもるいえ」、「こども110番みまもりたい」ともに、引き続き積極的に協力を呼びかける必要があります。</p>
従業員への啓発、施設等の防犯対策〈事業者の役割〉	<p>○平成27年度に四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を施行し、店舗・事業所へ防犯カメラを設置する際の基準を定めることで、企業等による防犯カメラの設置促進が図られました。</p>	<p>→施設等への防犯対策と併せて、従業員への啓発についても継続的な取組が求められます。</p>
地域の一員としての取組〈事業者の役割〉	<p>○市内事業所では、車両の寄贈などの市民活動支援や、さまざまな形のCSR活動¹²が実践されました。</p> <p>○警察、関係課、関係機関を構成員とする「高齢者みまもりネットワーク会議」を毎年開催し、高齢者に接する機会の多い在宅介護支援センター、地域包括支援センター等の関係機関に特殊詐欺や悪質商法についての情報提供を行い、高齢者への周知を働きかけました。</p>	<p>→企業の社会貢献活動、地域活動が注目される中、市民活動団体・行政とも協働し、防犯活動の機会や内容の充実が図られるよう取組を進めていく必要があります。</p> <p>→新たな手口の特殊詐欺、悪質商法が発生することなども踏まえ、継続的な情報共有や注意喚起が必要です。</p>
住宅メーカー・防犯機器メーカー等の取組〈事業者の役割〉	<p>○住宅向けのセキュリティシステムや防犯カメラ、センサー付きライトなど、さまざまな機器の活用が進みました。</p>	<p>→ソフト・ハードの両面から、取組の充実を図っていく必要があります。</p>
防犯意識の啓発と情報提供〈市の役割〉	<p>○広報よっかいちを活用し、市民や自主防犯団体へ広く情報提供を行いました。</p> <p>○安全安心防災メールの配信により、特殊詐欺や不審者情報についても、即時性の高い情報提供を行いました。</p>	<p>→広く市民に向けてメール配信の登録を呼びかけていく必要があります。</p>

¹⁰ 「こどもをまもるいえ」とは、民家や店舗などにステッカーを貼り出すことによって、子どもの登下校や放課後に「チカン」、「連れ去り」、「付きまとい」などの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護し、警察や学校などへ通報してもらうことを目的とするものです。

¹¹ 「こども110番みまもりたい」とは、車両にステッカーを貼り出すことによって、地域社会において子どもを守る防犯の目を増やし、子どもを巻き込む犯罪や事故を未然に防ぐとともに、犯罪や事故に巻き込まれそうになった子どもが助けを求めやすくすることを目的とするものです。

¹² CSR活動とは、企業の社会的責任のことで、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組をいいます。近年、防犯の分野で活動に取り組む事業者も増加しています。

項目	取組の成果	今後の課題
市民の自主的活動の支援〈市の役割〉	<p>○平成 16 年度に開始した個性あるまちづくり支援事業については、平成 26 年度に終了するまでの間、のべ 550 件の支援を行いました。</p> <p>○地域防犯協議会の活動充実や、団体間の連携強化に取り組みました。</p> <p>○青色回転灯の使用に対する支援を行い、現在 12 団体が使用しています。</p> <p>○防犯資機材の支援(平成 24 年度～)及び防犯カメラ設置等の支援(平成 27 年度～)を実施しました。</p> <p>○防犯外灯の設置等を引き続き支援しました。(令和 2 年 6 月末時点：31,516 灯)</p>	<p>→地域防犯協議会の活動のさらなる充実、活性化が求められます。</p> <p>→防犯資機材、防犯カメラ設置、防犯外灯の設置運営にかかる支援について、その必要性を見極めながら推進していく必要があります。</p>
被害者等への支援〈市の役割〉	<p>○ストーカーによる被害や虐待、DV¹³の防止について、市民への周知を図るとともに、相談窓口の充実に努めたことにより、市民から一定の認知を得ました。</p> <p>○令和元年 10 月に犯罪被害者等支援条例を施行し、相談窓口の設置をはじめ、支援金の支給などの支援を行っています。</p>	<p>→各支援事業についてさらなる周知に努め、引き続き、相談窓口に対する認知を拡げていく必要があります。</p>
学校(園)での取組〈市の役割〉	<p>○子どもたちの危機回避能力や安全に関する知識・技能を一層高めるために、警察や地域の防犯ボランティア等と連携し、防犯教室や防犯訓練を実施しました。</p>	<p>→防犯教室の開催や、地域の安全マップづくりなど、より一層、子どもたち自身の意識啓発が求められます。</p> <p>→教職員の危機管理能力や安全に関する知識・技能を一層高めることが必要です。</p>

¹³ DVとは、ドメスティック・バイオレンスのことで、配偶者・パートナーからの暴力を意味します。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれます。

② 防犯環境の整備の推進

■犯罪の未然防止に向けて、防犯の視点に立ったまちづくりが求められており、地域づくり、街並み形成の中で取組の一端がみられます。しかし、必ずしも防犯の視点が徹底されているとはいえず、今後の課題と考えられます。

項目	取組の成果	今後の課題
緑や広場の管理の徹底や活性化〈地域の取組〉	○地域の公園において、自治会等が中心となり、繁茂する枝木を伐採し、外部からの見通しを確保するなど、防犯に配慮した取組が進みました。	→高齢化が進み、自治会等が実施する合同清掃などへの参加者が減少傾向にあるとの声も聴かれることから、対策について検討を行っていく必要があります。
セーフティライトアップ運動の展開〈地域の取組〉	○自治会設置の防犯外灯をはじめ、各家庭が設置する門灯についても照度が上がり、またLED照明など機器性能の向上により、防犯力が高まりました。	→自治会、企業、家庭などにおける取組の成果であり、行政の主導的な役割が求められます。
安全マップの作成〈地域の取組〉	○地域づくりマイスター養成講座において、マッピング演習 ¹⁴ を実施し、まち歩きによる地域課題の発見を目的とした活動に取り組みました。	→これまでの地域の課題や魅力発見を目的とした事業から、安全にも着目した事業へ展開していく必要があります。
街並みのルールづくり〈地域の取組〉	○街並みのルールづくりに関して、自治会等における防犯カメラの活用など、防犯を意識したまちづくりの取組が進みました。	→防犯機器の性能向上など、市民にとって有益な情報を積極的に発信していく必要があります。

¹⁴ マッピング演習とは、地図上に地域資源や問題点などを書き込み、地域課題を整理する手法のことをいいます。

(2) 交通安全

① 交通安全思想の普及徹底

■交通安全思想の普及を図るため、年齢層に合わせた交通安全教室や街頭での普及啓発活動を進めてきました。一方、子どもや高齢者が被害者となる事故についての報道も多いことから、こうした対象に対する効果的な啓発に取り組むことが重要です。

項目	取組の成果	今後の課題
交通安全思想の普及徹底〈市民の役割〉	○警察、安全協会等関係機関・団体と連携した、市民が参加する交通安全運動や各種広報啓発活動を実施しました。 ○保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、老人会等での交通安全教室を実施しました。	→これからも、積極的な交通安全教室や交通安全運動の継続的な実施と参加が必要です。
交通安全思想の普及徹底〈事業者の役割〉	○四日市市交通安全協議会を設置(昭和 37 年 3 月 15 日)しており、関係機関・団体と連携の上、交通安全に対する各種対策を実施しました。	→四日市市交通安全協議会等を通じて、交通安全にかかる情報のさらなる提供が求められます。
交通安全教室・広報啓発活動〈市の役割〉	○保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に対する各学年に応じた交通安全教室(年間平均 200 回、参加者平均 18,000 人)を実施しました。 ○老人会、老人福祉センター等での交通安全教室(年間平均 20 回、参加者平均 1,000 人)を実施しました。	→交通安全教室をさらに充実させる必要があります。 →高齢者が加害者や被害者となる交通事故の割合は依然として高く、特に高齢者に対する交通安全啓発の充実が必要です。
地域等での取組〈市の役割〉	○学校等と連携し、「通学路交通安全プログラム」の取組を実施しました。 ○市内一斉に街頭指導を行う交通安全キャンペーンを開催(市内小学校区で通学時一斉に実施、参加者約 1,000 人)しました。また、これに際し、保護者の方を対象とした街頭指導要領説明会や街頭指導要領動画の配信を行いました。	→通学路交通安全プログラムの取組を継続することが求められます。
広報啓発活動〈市の役割〉	○交通安全運動をはじめとする官民一体となった各種広報啓発活動を実施しました。	→継続して、各関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施することが求められます。
悪質運転対策〈市の役割〉	○飲酒運転根絶等について、警察等と連携し、交通安全フェア等の各種イベントを通じた広報啓発活動を実施しました。	→引き続き、飲酒運転をはじめとした悪質運転の根絶に向けた広報啓発を警察等と連携し、実施することが必要です。

② 道路交通環境の整備

■「通学路交通安全プログラム」に基づく安全対策や、安全に歩くことができる道路空間の整備などを進めています。しかし、県内では、信号機のない横断歩道における車両の停止率が全国に比べ低い水準であった時期もあることから、交通ルールの啓発や交通マナーの向上が課題となっています。

項目	取組の成果	今後の課題
地域ニーズの把握 〈市民・事業者の役割〉	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会等からの交通安全対策要望に対して、警察、関係課と連携の上、対応しています。 ○通学路については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、警察、関係課と連携の上、調査等を実施し、対応しています。また、すべての小学校で通学路の点検を実施し、安全マップを作成しています。 ○「ゾーン 30¹⁵」の地域からの設置要望に対しては、警察にも積極的に働きかけ、県下で最も多い16箇所を整備しました。 	<p>→警察、関係課と連携し、継続的に交通安全対策を実施する必要があります。</p>
公共交通機関の利用 〈市民・事業者の役割〉	<ul style="list-style-type: none"> ○近鉄霞ヶ浦駅、あすなろう鉄道西日野駅、内部駅で駅前広場を整備するとともに、四日市あすなろう鉄道に交通系ICカードシステム¹⁶を導入し、利用環境の改善を図りました。 ○バス路線について、自主運行バス3路線の運行を継続するとともに、市民自主運行バスの運行を支援しました。また、三重交通と共同で支線バス「こにゅうどうくんライナー」の運行を開始し、バス路線網の維持を図りました。 	<p>→人口減少、高齢化に伴い、公共交通ネットワークの維持が課題となっています。</p>

¹⁵ ゾーン30とは、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策のことです。

¹⁶ 交通系ICカードシステムとは、予め現金を入金したICカードを改札にかざすことで、自動的にお金が引き落とされ、交通機関が利用できるシステムのことです。

項目	取組の成果	今後の課題
バリアフリーの推進 〈市の役割〉	<p>○市道や駅前広場において、バリアフリーに配慮した道路改修を実施しました。</p> <p>○本市が四日市あすなろう鉄道の第3種鉄道事業者として、あすなろう鉄道四日市駅のバリアフリー化を実施しました。また、鉄道事業者が行う近鉄阿倉川駅、桜駅及び三岐鉄道暁学園前駅のバリアフリー化に対して、国、県とともに支援しました。</p> <p>○公園の大型トイレについて、バリアフリー化及び多目的トイレの設置を行いました。</p>	<p>→バリアフリーの観点から、誰もが利用しやすい道路、駅、公園等の整備に取り組んでいく必要があります。</p> <p>→関係機関と連携し、引き続き障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発を進めることが必要です。</p>
歩行者等の安全の確保 〈市の役割〉	<p>○横断歩道における歩行者保護等を、関係課と連携し、対応した結果、信号機のない横断歩道における車両の停止率について、令和元年の全国最下位から、令和2年には全国14位、令和3年には全国7位に改善しました。</p> <p>○歩道整備の際は、可能な限りバリアフリーに配慮した整備を進めました。また、歩行者と自転車の接触事故を防ぐため、車道部において矢羽根型路面標示により、自転車の通行空間を確保し、歩行者と自転車を分離することで、各々の安全確保を図りました。</p> <p>○未就学児のお散歩コースについて、順次、必要な整備を実施しています。</p>	<p>→歩行者の安全確保にあたり、特に信号機のない横断歩道における歩行者保護については、関係機関・団体等と連携し、継続した対応が求められます。</p> <p>→これまでの取組を継続して実施し、歩行者・自転車の安全確保を図ることが求められます。</p>
円滑な交通の確保 〈市の役割〉	<p>○関係課と連携し、適切な対応に努めました。</p>	<p>→関係課と連携し、引き続き、円滑な交通の確保が求められます。</p>

③ 違法駐車・放置自動車・放置自転車への対策

■違法駐車対策や放置自動車対策について、関係機関と連携しながら重点的に取り組み、一定の成果を得ることができました。今後も引き続き、対策を継続していく必要があります。

項目	取組の成果	今後の課題
違法駐車・放置自動車・放置自転車への対策〈市民・事業者の役割〉	○違法駐車を許さない考え・取組が広がりました。	→市民・事業者と市の協働による成果がみられます。引き続き、連携した取組の継続が求められます。
違法駐車対策〈市の役割〉	○悪質な違法駐車車両については、駐車場の確保や、違法駐車等の防止に関する条例に基づき、警察や関係各課等と連携した対応の結果、条例制定時の違法駐車台数から6割減となるなどの成果がありました。 ○特に、「笹川地区違法駐車防止対策会議」や「迷惑駐車防止キャンペーン」等を官民一体となって実施した結果、悪質な違法駐車の排除という一定の成果を得ました。	
放置自動車対策〈市の役割〉	○関係機関・団体、警察と連携し、対応しました。	→連携した取組を継続していきます。
放置自転車対策〈市の役割〉	○関係機関・団体等と連携し、自転車等駐車場の確保及び整備を実施しています。 ○放置禁止区域内における放置自転車対策についても外部委託をし、対策を講じました。 ○特に、「放置自転車クリーンキャンペーン」や「夜間自転車事故防止キャンペーン」等を関係機関・団体と連携の上実施し、放置自転車の排除に努めました。	→引き続き、鉄道事業者、関係機関等と連携した取組が必要です。 →放置禁止区域内においても、関係機関・団体等と連携した放置自転車の排除が必要です。 →引き続き、交通安全教室においても、自転車の乗り方と並行し、自転車の駐車方法等についても指導を行うことが求められます。

④ 通学路の安全

■地域において登下校の見守り活動が行われており、併せて通学路における危険箇所の点検、整備を実施してきました。引き続き、通学路の点検を行い、道路交通環境の変化に合わせて安全を確保していくことが必要です。

項 目	取組の成果	今後の課題
通学路の安全〈市の役割〉	<ul style="list-style-type: none"> ○四日市市交通指導員を委嘱の上、小学校の通学路における登下校時の誘導を行っています。 ○交通安全教育指導員(通称「とみまつ隊」)による交通安全教室を開催しています。 ○平成30年から、市内の全小学校に対し、「まもってくれてありがとう運動」を始めました。毎年、モデル校を指定し、交通安全意識の向上を図っています。 ○「通学路交通安全プログラム」を策定し、学校から危険箇所として報告された場所について、関係機関とともに合同点検を実施し、各種対策の実施、対策実施後の効果の把握、対策の改善・充実等を図りました。 ○道路管理課や警察、交通安全協会、公安委員会指定の自動車学校等の関係機関と連携し、学校の規模や地域の実情に応じて、交通安全指導を行いました。 ○通学路については、各校において安全点検を踏まえた見直しを行っています。 ○登下校の見守り活動を保護者、地域と連携して行い、子どもたちの安全確保に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> →引き続き、警察、関係課及び各学校と連携の上、交通安全教室や「まもってくれてありがとう運動」モデル校指定等の交通安全対策が求められます。 →関係機関と連携した交通安全教室等を実施し、子どもたちの交通安全に対する意識向上により一層取り組むことが必要です。 →今後も、教育委員会や道路管理者、警察等の関係機関が連携し、「通学路交通安全プログラム」の取組を実施するなど、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保が必要です。

(3) 日常生活上の安全

① 消費者被害からの安全

■消費者被害を防ぐため、消費生活に関する啓発活動や相談を実施しました。相談件数は年々増加する傾向にあり、関心も高まっていると考えられることから、「新しい生活様式」の中での効果的な情報提供方法を見出していくことが求められます。

項目	取組の成果	今後の課題
消費者被害からの安全〈市民の役割〉	○消費者講座(四日市消費者協会委託事業)について、悪質商法の対処法や生活に関連した食、健康、災害などをテーマに開催しました。 令和2年度(2回、80人) 令和元年度(4回、253人) 平成30年度(5回、338人)	→より市民の関心が高く、社会情勢の変化を反映したテーマの選定が求められます。
消費者被害からの安全〈事業者の役割〉	○消費者のつどい(四日市消費者協会委託事業)について、毎年1月下旬の土曜、日曜に近鉄百貨店四日市店の11階ホールで開催しました。出展団体は商工会議所など12団体でした。 令和2年度(241人) 令和元年度(919人) 平成30年度(922人)	→「消費者のつどい」に参加する事業者、団体の拡大が求められます。
消費者被害からの安全〈市の役割〉	○消費生活相談を実施しました。 [相談件数] 令和2年度(1,775件) 令和元年度(1,663件) 平成30年度(1,605件) ○出前講座(ワンポイント講座含む)を実施しました。 令和2年度(19回) 令和元年度(36回) 平成30年度(41回) ※講座の時間と講師が、出前講座とワンポイント講座では異なる。	→コロナ禍で講師が出向く形の講座は開催が難しくなっており、最近の事例を紹介した映像ソフトや新しい事例を載せたパンフレットなどの資料を充実させ、市民に提供することが求められます。

② 施設利用上の安全

■公共的な施設（建築物、道路、公園など）を誰もが安全に利用できるよう、ハード面のバリアフリー化が進められてきました。今後も、引き続きバリアを除去していくとともに、利用する人への注意喚起やマナーアップを図る必要があります。

項目	取組の成果	今後の課題
公園等の安全確保 〈市民の役割〉	○公園の遊具について、年一回の点検を実施し、必要な場合は修繕を実施するとともに、修繕等に対応できない場合は使用禁止の処置を行いました。また、市民から危険箇所の通報があった際に、危険防止の対応を行いました。	→公園での大型複合遊具の老朽化などの状況を把握し、安全を確保する必要があります。
マナーの向上 〈市民の役割〉	○点字ブロックや障害者用駐車スペースの利用の妨げにならないよう、広報よっかいちをはじめ、パンフレットの作成、出前講座の開催、パネル展示などを活用した障害者差別解消法の啓発を行いました。	→関係機関と連携し、引き続き障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発が必要です。
施設利用上の安全 〈事業者の役割〉	○県のユニバーサルデザイン ¹⁷ 条例に基づき対象建物の事業者に対する指導を行うことによって、子ども・高齢者・障害者など、すべての人にとっての利便性の確保につなげました。	→建築物のユニバーサルデザインに関する事前協議等の中で、引き続き建築主、設計者等にバリアフリー化を誘導していくことが求められます。
施設利用上の安全 〈市の役割〉	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、鉄道駅の駅舎設備等のバリアフリー化が進められています。	→誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、引き続き道路や公共施設等の建物における物理的な障壁（バリア）を除去することが必要です。

¹⁷ ユニバーサルデザインとは、施設や道具、しくみなどがすべての人にとって利用しやすい仕様・デザインとなっていることをいいます。

③ 青少年の健全育成

■青少年の健全育成を図るため、定期的な補導を行い、非行を防ぐ活動を行ってきました。従来の非行が減少する一方、SNS¹⁸などインターネット上でのトラブルが増加しており、こうしたものからいかに青少年を守るかが課題となっています。

項目	取組の成果	今後の課題
青少年の健全育成 〈市民・事業者・市の役割〉	○令和2年度では中央補導の回数は263回、21名の少年を補導しました。 ○県外等への視察研修を通じて、先進的な取組事例を学んだり、研修会などを自主的に実施したりすることによって補導員の力量の向上が図られています。	→従来みられた青少年の非行が減少する一方で、SNSの普及やインターネットによる犯罪被害に遭う少年が増加していることなどを踏まえて、青少年へのアプローチをどうしていくかが今後の課題です。

¹⁸ SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスのことで、インターネット上で社会的なつながりを構築するために提供されるサービスをいいます。

3. 安全なまちづくりを取り巻く社会情勢と関係者の意識

上位計画等における安全なまちづくりの位置づけや社会情勢の変化とともに、アンケート結果からみる関係者の意識を整理します。

(1) 上位計画・関連計画等

① 市総合計画における位置づけ

四日市市総合計画（2020～2029）では、「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を 四日市」を最上位理念としています。このうち「重点的横断戦略プラン」では、「みんなで創る安全な歩行空間」として「歩行空間整備による安全性の向上と、地域全体で行う見守り活動の両輪により、子どもを交通事故や事件から守る」を目的としています。

併せて、「分野別基本政策」では「地域の力を結集し安心を築く防犯の取組」として「さまざまな主体と協働した防犯活動の実施」を打ち出すとともに、「多様な人権を尊重するまちづくり」として、「重大な人権侵害である暴力・虐待の防止と被害者への支援」を打ち出しています。

また、総合計画の推進にあたっては、持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）¹⁹を政策・施策と関連づけて取組を進めることとしており、本計画においては、主に「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」などが関係しています。

② 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾が示す方向性

令和2年1月に三重県が策定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」では、「“県民力”でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」を目指し、「地域の防犯力を高める」「子どもを犯罪から守る」「女性を犯罪から守る」「高齢者を犯罪から守る」「近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する」「交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす」の6つの重点テーマを掲げています。

¹⁹ 持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）は平成27年に国連において採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。

(2) 社会情勢の変化

① 人口減少と少子高齢化

本市の人口は、平成 20 年頃を境に減少局面に入っています。65 歳以上の高齢者人口は増加する一方で、15 歳未満の子どもと、15～64 歳の現役世代については減少しており、今後もこの傾向が続くものと考えられます。平均寿命は、男女ともに 80 歳を越える一方、定年年齢の引き上げや定年後の再雇用により、地域活動を担う人材の不足が指摘されています。

② コミュニティ意識の希薄化

本市は、自治会への加入率が高水準で推移しており、地域への参加意識は高いといえます。しかし、前述のとおり、地域活動の担い手が不足しており、さらには価値観や生活様式の多様化も相まって、地域での連帯意識の希薄化が指摘されています。

③ 情報通信技術の進展

A I²⁰や I o T²¹をはじめとした情報通信技術は顕著な進展がみられ、生活を豊かにするとともに、インターネットや SNS を介したつながり・交流など、人と人との関係構築に大きな影響を与えています。これらは便利さという恩恵を与えてくれる反面、犯罪などにも悪用される危険性をはらんでいます。

④ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症²²の拡大は、市民生活を一変させました。市民活動、地域活動には大きな制約がかかり、人びとの暮らしの不安を増大させています。コロナ禍の中でも、従来の方法を変えるべきところは変えながら、「新しい生活様式」に対応していくことが求められています。

²⁰ **A I**とは、人工的につくられた人間のような知能またはこれをつくる技術、また、これらの機能を備えたコンピュータシステムのことをいいます。

²¹ **I o T**とは、モノのインターネットと訳され、さまざまなモノがインターネットに接続され、離れたところからそのモノとの情報のやり取りをしたり、そのモノを制御したりすることをいいます。

²² **新型コロナウイルス感染症**とは、新型コロナウイルスである「SARS-CoV2」による感染症のことで、世界保健機関（WHO）によって名付けられた 2019 年発生の「COVID-19」のことをいいます。

(3) アンケート結果の概要

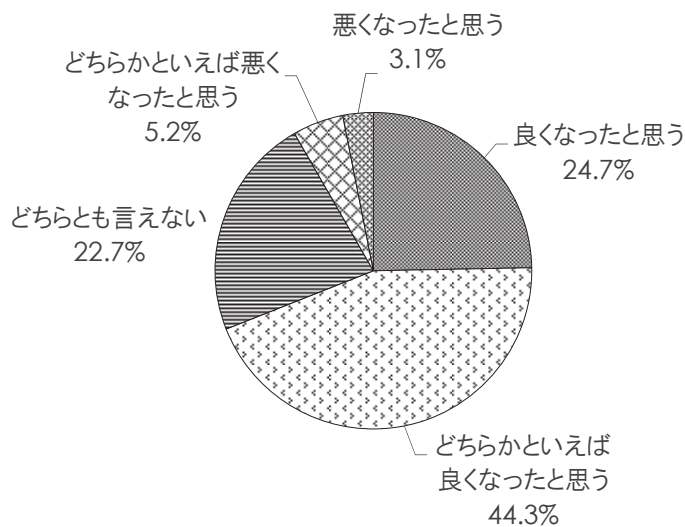
計画の策定に先立ち、令和2年11月に、防犯活動団体、交通安全関係団体、消費者協会及び青少年の健全育成を目的とする活動団体に対し、地域の安全環境や団体の活動状況等についてのアンケートを実施しました。

・配布、回収数

配布数	回収数	回収率
127	99	78.0%

○主な調査結果

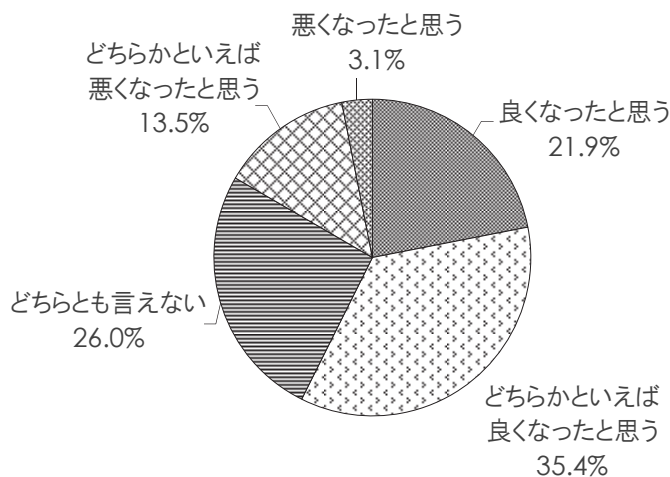
◆貴団体が活動する地域の治安は、ここ10年間で良くなったと思いますか、悪くなったと思いますか。(択一回答)【有効回答数=97】



ここ10年間の活動地域の治安の変化については、「良くなったと思う」、「どちらかといえば良くなったと思う」を合わせた『良くなった』と答えた団体が約7割(69.0%)に上っています。

一方、「悪くなったと思う」、「どちらかといえば悪くなったと思う」を合わせた『悪くなった』と答えた団体は1割未満(8.3%)となっています。

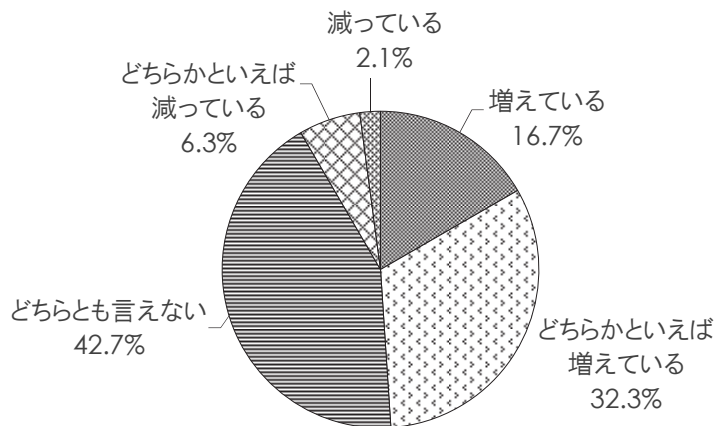
◆貴団体が活動する地域の交通安全環境は、ここ10年間で良くなったと思いますか、悪くなったと思いますか。(択一回答)【有効回答数=96】



ここ10年間の活動地域の交通安全環境については、「良くなったと思う」、「どちらかといえば良くなったと思う」を合わせた『良くなった』と答えた団体が6割近く(57.3%)に上っています。

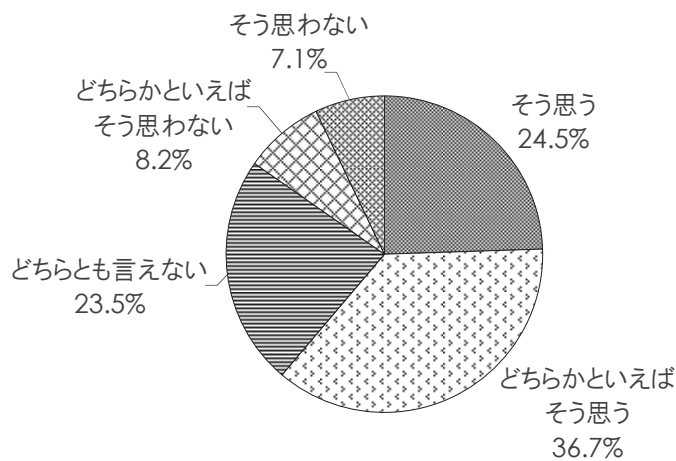
一方、「悪くなったと思う」、「どちらかといえば悪くなったと思う」を合わせた『悪くなった』と答えた団体は2割弱(16.6%)となっています。

◆マルチ商法などの消費者被害は増えていると思いますか。(択一回答)【有効回答数=96】



消費者被害が増えていると思うかどうかについては、「どちらとも言えない」(42.7%)と答えた団体が最も多くなっている一方、「増えている」、「どちらかといえば増えている」を合わせた、『増えている』と答えた団体が半数近く(49.0%)に上っています。

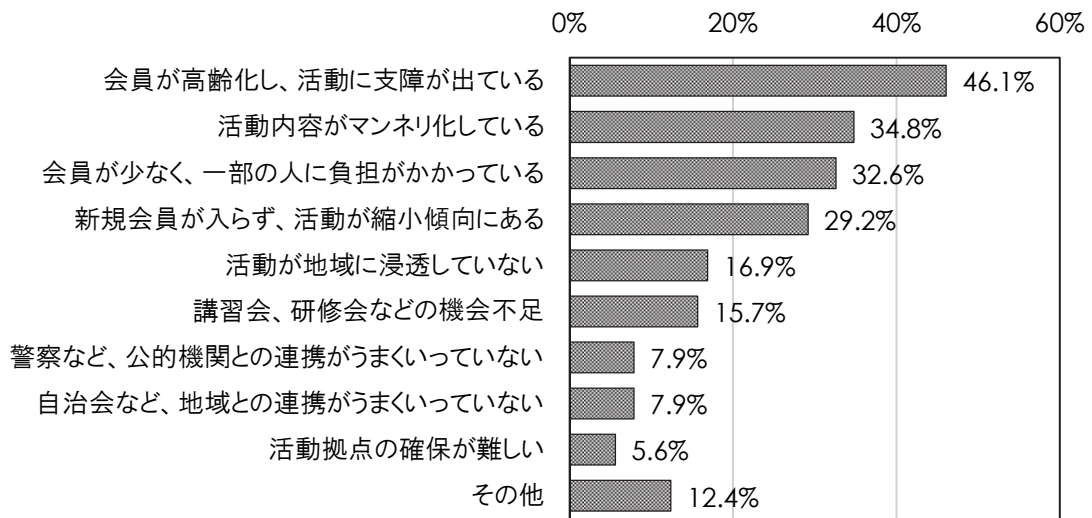
◆貴団体は、安全に関する情報が得られていると思いますか。(択一回答)【有効回答数=98】



安全に関する情報が得られているかどうかについては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた『情報が得られている』と考えている団体が約6割(61.2%)と多くなっています。

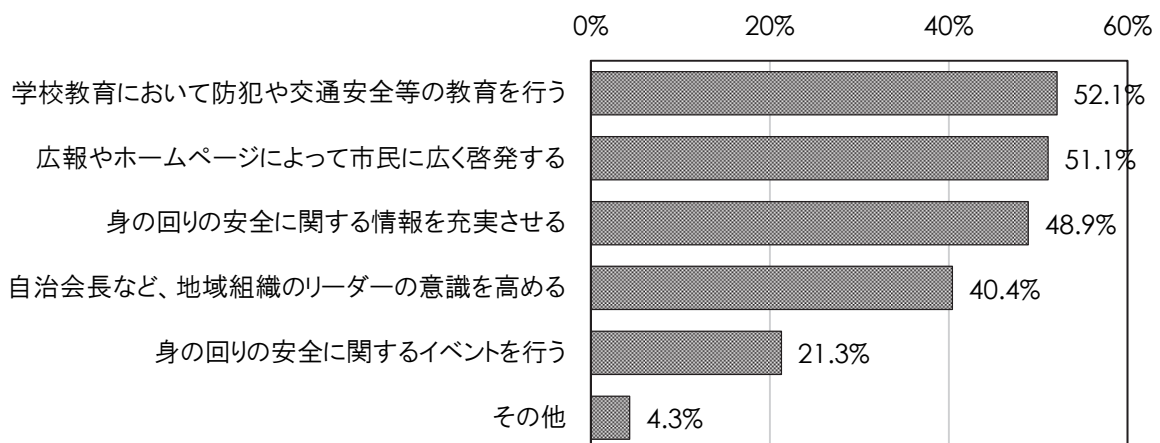
一方、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた『情報が得られていない』と考えている団体も約15%(15.3%)あります。

◆貴団体の活動において、課題となっていることはありますか。(複数回答)【有効回答数=89】



団体の活動において課題となっていることについては、「会員が高齢化し、活動に支障が出ている」が半数近く（46.1%）に上って最も多く、次いで、「活動内容がマンネリ化している」、「会員が少なく、一部の人に負担がかかっている」、「新規会員が入らず、活動が縮小傾向にある」なども3割前後で続いています。活動の継続において、高齢化と会員確保が大きな課題となっていることがうかがえます。

◆安全なまちづくりに向けて、市民の意識を高めるためにどのようなことをするとよいと思いますか。(複数回答)【有効回答数=94】



安全なまちづくりに向けて、市民の意識を高めるためにするとよいと思うことについては、「学校教育において防犯や交通安全等の教育を行う」、「広報やホームページによって市民に広く啓発する」がともに50%を超え、多くなっています。学校や広報などで広く教育・啓発していくことが必要であると考えられているといえます。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

安全なまちづくりに向けては、活動を継続的に実施していくことが重要であり、特に地域住民による活動については、みんなで参加・協力し、無理なく可能なことから取り組む姿勢と、さまざまな取組を通じ「みんなで地域の安全施策を展開していこう」という意識の醸成を図ることが大切です。

このため、市民協働の考え方を踏まえ、安全なまちづくりに携わるすべての主体が共有する理念として、「**みんなで取り組み、地域の安全力^{*}を高めよう**」を本計画の基本理念とします。

※本計画における「**安全力**」とは、関係するすべての主体が安全なまちづくりに対する意識を共有し、それぞれの特性を生かして連携、行動することによってもたらされる、犯罪や交通事故の総合的な防止・抑止効果のことをいいます。

2. 基本方針

上の基本理念のもと、安全なまちづくりに向けた取組を進めるための基本方針として、次の4つを掲げます。

- 1 市民が自らの安全を確保するために必要な措置を講じることができるよう、**市民一人ひとりの防犯意識づくり**を進めます。
- 2 相互扶助の精神に基づく地域の連帯意識の中で犯罪の発生を未然に防ぐことができるよう、**防犯力の高い地域社会づくり**を進めます。
- 3 犯罪の防止を目的とした環境整備などを進めることにより、**犯罪が起きにくいまちづくり**を進めます。
- 4 市民の交通安全意識を高めるとともに、事故の防止を目的とした環境整備などを進めることにより、**交通事故のないまちづくり**を進めます。

3. 施策の体系

基本方針のもと、以下の基本施策、取組方向に従い、安全なまちづくりを進めます。

基本理念・基本方針	基本施策	取組方向	
みんなで取り組み、地域の安全力を高めよう	1 市民一人ひとりの防犯意識づくり	(1)防犯意識の啓発	①市民の防犯意識の高揚 ②防犯に関する情報提供
		(2)防犯のための人づくり	①地域防犯にかかる人材育成 ②子どもへの防犯教育の推進
	2 防犯力の高い地域社会づくり	(1)地域ぐるみでの防犯体制づくり	①地域住民による防犯活動に対する支援 ②関係機関・事業者等との連携強化 ③災害時における社会秩序の維持
		(2)住民を守るための活動の促進	①地域住民による子どもたちの見守り ②青少年の健全育成の推進 ③防犯上の配慮を要する人の安全確保 ④犯罪被害者等に対する支援 ⑤消費者保護の推進
	3 犯罪が起きにくいまちづくり	(1)施設等における防犯環境の整備	①学校・園における防犯 ②道路、公園等公共施設における防犯 ③住宅・店舗等における防犯
		(2)地域における防犯環境の整備	①防犯外灯、防犯カメラ設置等への支援 ②空き家における防犯対策
		(3)市民生活の安全の確保	①特殊詐欺防止対策の推進 ②指定区域での客引き行為等の防止 ③暴力団排除の推進 ④薬物乱用の防止
		(4)犯罪の未然防止	①犯罪未然防止に向けた環境整備 ②SNS等を通じた犯罪の防止
	4 交通事故のないまちづくり	(1)交通安全意識の向上	①交通ルール、交通マナーの啓発 ②高齢者等への啓発
		(2)交通安全環境の整備	①道路における交通環境の整備 ②通学路等の安全確保

第4章 取組の方向性と主な事業

基本方針1 市民一人ひとりの防犯意識づくり

〔目指す安全なまちの姿〕

市民一人ひとりが自らを守る意識を持つことによって、自分自身とともに子どもなど弱い立場の人が守られる安全なまちを目指します。

〔各主体の役割〕

市 民	● 自分にはどんな防犯活動ができるかを意識し、身近なできることから取り組みましょう。
事 業 者	● 地域の一員として、従業員等の防犯意識を高めるとともに、防犯活動に協力する担い手を育てましょう。
地域・団体	● 地域防犯協議会、防犯協会などが中心となり、自治会やPTA、育成会、ボランティア団体なども協力して、子どもを含めた地域住民の防犯意識を高めるための取組を進めましょう。
行 政	● 市民一人ひとりの防犯行動につながる意識付けを進めつつ、市民、事業者、地域・団体の行動を支援するための正確で迅速な情報提供に努めます。

〔成果指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
安全に関する情報が得られていると思う割合 (%)	61.2	68.9

(説明) 『安全なまちづくりに関するアンケート調査』において「貴団体は、安全に関する情報が得られていると思いますか。」の問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した割合

基本施策 1 - (1) 防犯意識の啓発

〔協働による取組方向と主な事業〕

①市民の防犯意識の高揚

□市民一人ひとりが「できること」を意識するよう働きかけるとともに、地域を「ともに守ろう」というコミュニティ意識を高めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講演会の開催 ・広報、ホームページによる、防犯や防犯活動についての情報発信 	市民協働安全課

②防犯に関する情報提供

□誰もが適切な防犯行動を取れるよう、正確な情報を迅速に提供します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心防災メールによる不審者や特殊詐欺など防犯情報の迅速な発信 ・メール発信のための警察や防犯協会との円滑な情報共有 	市民協働安全課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
安全安心防災メール（防犯（安全・安心））の登録者数 (人)	7,972	9,500

(説明) 「四日市市安全安心防災メール」の防犯（安全・安心）カテゴリに登録している人数

基本施策 1 - (2) 防犯のための人づくり

〔協働による取組方向と主な事業〕

①地域防犯にかかる人材育成

□自分の身を自分で守ることに加え、地域の防犯活動の担い手となる防犯ボランティアなどの人材を育てます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・関係機関が実施する研修・講座の紹介 ・啓発資料の購入・配布	市民協働安全課

②子どもへの防犯教育の推進

□犯罪等の被害に遭いやすい子どもを守るべく、犯罪に巻き込まれないようにするための教育を進めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・小・中学校での非行防止教室の開催 ・小・中学校の校区内における安全マップづくり	指導課、青少年育成室

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
児童向けの防犯教室(授業)実施校数 (校)	34	37

(説明) 小学生向けに開催した防犯教室の開催実施学校数

基本方針 2 防犯力の高い地域社会づくり

〔目指す安全なまちの姿〕

地域の連帯意識を高めることによって、犯罪の発生を未然に防ぐ安全なまちを目指します。

〔各主体の役割〕

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ● まずは自分自身や家族を守り、また近隣同士でお互いに声を掛け合い、犯罪を未然に防ぎましょう。 ● さらにその上で、自主防犯団体をはじめとする防犯ボランティアなどとして積極的に地域活動に参加しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防犯活動などに積極的に参加するとともに、事業活動の中での「ながら防犯」など、地域に目を向けることで犯罪を防ぎましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭、学校、地域、事業者、関係団体等の連携体制を強化し、特に犯罪被害に遭いやすい子ども、女性、高齢者等をはじめとした地域住民を守りましょう。 ● 地域のつながりを保ち、「みんなでみんなのまちを守ろう」という意識を共有しながら、地域の実情に合わせた防犯活動を進めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の連帯を強化し、地域ぐるみでの防犯活動を支援するため、相互の連携を強化するためのコーディネートを担うとともに、それぞれの活動に対する支援を行います。 ● 相談・支援機能の充実を図ることにより、犯罪被害者など、支援の必要な人を支えます。

〔成果指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
地域の治安が良くなったと感じる割合 (%)	69.0	73.2

(説明) 『安全なまちづくりに関するアンケート調査』において「貴団体が活動する地域の治安は、ここ10年間で良くなったと思いますか、悪くなったと思いますか。」の問に対し、「良くなったと思う」と「どちらかといえば良くなったと思う」を足した割合

基本施策 2 - (1) 地域ぐるみでの防犯体制づくり

〔協働による取組方向と主な事業〕

①地域住民による防犯活動に対する支援

- 市内各地域における防犯パトロール等の活動に対する支援を行うとともに、活動への参加・協力を呼びかけます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯団体への防犯資機材購入支援 ・ 地域防犯協議会への活動支援 ・ 青色回転灯パトロールを行う防犯登録団体の地域防犯活動推進員²³の委嘱、またはパトロール資機材の購入支援 	市民協働安全課

②関係機関・事業者等との連携強化

- 防犯協議会を通じて活動団体や関係機関・事業者等の間で情報交換を行い、意識や事例を共有することなどによって地域の防犯力を高めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防犯協議会における警察、防犯協会、市との情報交換 ・ 防犯登録団体への情報提供 	市民協働安全課

③災害時における社会秩序の維持

- 災害が起こった場合にも、生活の安全に関する情報提供を行うとともに、パトロールによって安全確保に努めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯団体に対する防災訓練への参加の依頼 	危機管理室、市民協働安全課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
地域防犯協議会加盟団体数 (団体)	41	47

(説明) 四日市市地域防犯協議会に加盟している自主防犯団体数

²³ 地域防犯活動推進員とは、地域において防犯活動を推進するリーダーとなる人をいいます。

基本施策 2 - (2) 住民を守るための活動の促進

〔協働による取組方向と主な事業〕

①地域住民による子どもたちの見守り

□子どもが犯罪等に巻き込まれるのを防ぐため、登下校時をはじめとして、地域や学校、行政等が連携し、大人が子どもたちを見守る地域づくりを進めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもをまもるいえ」、「こども 110 番みまもりたい」の普及と協力呼びかけ ・地域での子ども見守り活動への支援 	青少年育成室
<ul style="list-style-type: none"> ・通学路における防犯カメラ設置への支援 	市民協働安全課

②青少年の健全育成の推進

□少年犯罪や非行につながる問題行動を未然に防ぐため、子ども・若者の健全育成活動に取り組みます。

□青少年の健全育成に向けて家庭の教育力を高めるための支援を行うとともに、相談機会の充実を図ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・中央補導、広域補導、地区補導の実施 ・青少年相談窓口の設置及び関係機関との連携による支援実施 ・子ども・若者の居場所づくり 	青少年育成室

③防犯上の配慮を要する人の安全確保

□女性、高齢者などが犯罪等に巻き込まれるのを防ぐため、被害の傾向に合わせた情報提供や意識啓発を行います。

□多言語化による情報提供によって、外国人の安全を確保します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害等を防ぐための啓発と情報提供 ・多言語化による外国人市民への啓発と情報提供 	男女共同参画課、多文化共生推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺、悪質商法等に対する注意喚起 ・高齢者や障害者への虐待等の通報義務の周知 	市民・消費生活相談室、高齢福祉課、障害福祉課

④犯罪被害者等に対する支援

- 犯罪被害者やその家族等の生活を支援するため、経済的な支援を行うとともに、関係機関との連携により、交通事故被害者を含む犯罪被害者等を対象とした相談機会の充実を図ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援条例に基づく支援金の支給 ・犯罪被害者等総合的対応窓口の周知及びみえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関との連携による支援 	市民協働安全課

⑤消費者保護の推進

- 悪質商法等による消費者被害を防ぐため、主に高齢者や若者などに対し、消費生活にかかる知識の普及を図ります。
- 消費者被害に遭った人の救済(支援)を図るため、相談機会を充実させるとともに、判断能力が低下している人の権利を守ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のつどい」の開催 ・消費者講座（出前講座）の開催（講師派遣、動画提供、新たな事例についてパンフレットの配布） ・消費生活相談窓口の設置 	市民・消費生活相談室
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺や悪質商法等に関する注意喚起 ・権利擁護制度の利用促進 	市民・消費生活相談室、高齢福祉課、障害福祉課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
「こどもをまもるいえ」の登録件数 (件)	9,935	11,000

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
消費者講座の開催回数 (回)	19	25

(説明) 市及び消費者団体による市民向け消費者講座の開催回数

基本方針 3 犯罪が起きにくいまちづくり

〔目指す安全なまちの姿〕

まちを明るくし、犯罪の芽を摘むことによって、犯罪が起きにくい安全なまちを目指します。

〔各主体の役割〕

市 民	● 自宅の鍵掛けや門灯の終夜点灯、車上ねらいの防止など、市民一人ひとりができる取組を行うことで、犯罪を未然に防ぎましょう。
事 業 者	● 店舗、営業所、工場等での防犯対策など、各事業所での取組を進めるとともに、特に高齢者等にサービスを提供する事業者や金融機関、コンビニエンスストアなどは特殊詐欺等の注意喚起を行うことにより、犯罪を未然に防ぎましょう。
地域・団体	● 地域での防犯活動と合わせて、防犯外灯や防犯カメラ等を効果的に活用し、地域での犯罪抑止力を高めましょう。
行 政	● 市民が安心して学校をはじめとする施設等を利用できるよう、公共施設等の防犯環境を向上させます。 ● 市民が安心して生活でき、事業者が安心して企業活動を行えるよう、法律や条例に基づく禁止行為への指導等を徹底します。

〔成果指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
刑法犯認知件数 (件)	1,674	1,460

(説明) 「犯罪統計書」(三重県警察本部)に基づく、市内で発生した刑法犯の認知件数

基本施策 3 - (1) 施設等における防犯環境の整備

〔協働による取組方向と主な事業〕

①学校・園における防犯

□学校・園における防犯環境の向上を図るため、防犯資機材の設置とともに、地域の協力を得ながら不審者侵入対策等を進めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの作成 ・不審者侵入対策（校門の閉め切りなど）の徹底 ・校内・園内への防犯カメラの設置 ・さすまたなどの防犯資機材の設置 	指導課、学校教育課、保育幼稚園課

②道路、公園等公共施設における防犯

□道路、公園等の公共施設・公共空間における防犯環境の向上を図るため、防犯カメラの設置及び公園樹木や街路樹の管理などによって「死角」をなくす取組を進めます。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・主要な駅への防犯カメラの設置と維持管理※	市民協働安全課
・公園の樹木の適正な維持管理、巨木化している街路樹の樹種転換の検討	市街地整備・公園課

※平成 27 年度から、年間乗降者数 30 万人以上の駅に、順次防犯カメラを設置

③住宅・店舗等における防犯

□住宅や店舗等における防犯環境の向上を図るため、鍵掛けの徹底や夜間の暗がりやを少なくする取組を促します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・広報やチラシ配布による、門灯の終夜点灯やセンサーライト等の設置の呼びかけ	市民協働安全課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令 2)	目標値(令 8)
学校・駅への防犯カメラ設置台数 (台)	313	355

(説明) 市内小・中学校に設置した防犯カメラの設置台数、及び市内各駅に設置した防犯カメラの設置台数の合計

基本施策3-(2) 地域における防犯環境の整備

〔協働による取組方向と主な事業〕

①防犯外灯、防犯カメラ設置等への支援

□地域における防犯環境の向上を図るため、防犯外灯や防犯カメラの設置を促進します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・地域における防犯外灯の設置への支援 ・公共の場所における防犯カメラ設置への支援 ・通学路における防犯カメラ設置への支援	市民協働安全課

②空き家における防犯対策

□空き家における防犯対策を進めるため、地域における空き家管理の取組を促進します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・「空き家法 ²⁴ 」や「空き家等の適正管理に関する条例」に則した空き家の管理と維持保全の呼びかけ	建築指導課、市民協働安全課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
防犯外灯設置灯数 (灯)	31,516	33,100

(説明) 自治会が設置した防犯外灯の設置灯数

²⁴ 空き家法とは、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の通称で、適切な管理が行われなために倒壊等の危険がある「特定空き家等」を指定し、市町村が除却、修繕などの指導や命令といった法的措置を取ることができることを定めた法律です。

基本施策 3 - (3) 市民生活の安全の確保

〔協働による取組方向と主な事業〕

①特殊詐欺防止対策の推進

- 高齢者等が特殊詐欺の被害に遭うことを防ぐため、被害の情報の提供など注意喚起するとともに、防犯機能を備えた機器などの普及を図ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・安全安心防災メールによる特殊詐欺など防犯情報の迅速な発信	市民協働安全課
・ステッカー配布などによる注意喚起 ・電話機（自動通話録音機）の普及促進	市民・消費生活相談室
・その他特殊詐欺や悪質商法等についての注意喚起	市民・消費生活相談室、高齢福祉課、障害福祉課

②指定区域での客引き行為等²⁵の防止

- 繁華街等における安全で快適な空間を確保するため、市民に不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・「客引き行為等の防止に関する条例」の周知徹底 ・客引き行為等適正化指導員による巡視活動の実施	市民協働安全課

③暴力団排除の推進

- 市民の安全で平穏な生活を確保し、市民・事業者等の社会経済活動が妨げられることのないよう、暴力団排除に向けて暴力追放活動を推進します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・暴力追放運動の実施（暴力追放三泗地区市町民会議 ²⁶ への参画） ・暴力追放運動の周知による市民の意識向上	市民協働安全課

²⁵ 指定区域での客引き行為等とは、「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」により禁止されているもので、中心市街地（諏訪栄町、西新地等）において、「客引き」（相手方を特定して、営業に係る客となるように人を誘う行為）、「誘引」（不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客となるように人を誘う行為）、「客待ち」（客引きをする目的で、当該行為の相手方となるべき者が来るのを待つ行為）のことをいいます。

²⁶ 暴力追放三泗地区市町民会議とは、警察と三泗地区の1市3町が連携し、市民とともに暴力団活動等を排除する取組を行うものです。

④薬物乱用の防止

□薬物を許さないまちに向けて、主に子ども・若者に対する薬物乱用防止にかかる啓発を行います。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・小・中学校における薬物乱用防止教室の開催	指導課、衛生指導課
・出前講座やメディア等を活用した市民への啓発・広報	衛生指導課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
安全安心防災メール（特殊詐欺情報）の配信回数 (回)	27	30

(説明) 「四日市市安全安心防災メール」において配信した防犯情報のうち、特殊詐欺等の注意喚起に関する情報提供回数

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
薬物乱用防止教室の開催回数 (回)	22	22

(説明) 市内中学校における薬物乱用防止教室の開催回数

基本施策 3 - (4) 犯罪の未然防止

〔協働による取組方向と主な事業〕

① 犯罪未然防止に向けた環境整備

- 新型コロナウイルスにつけ込んだ犯罪や新たな手口の犯罪などを防ぐため、関係機関との連携を強化し、柔軟な対応を行います。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・ 警察、防犯協会、地域防犯協議会等の関係機関との連携強化と情報共有	市民協働安全課

② SNS等を通じた犯罪の防止

- SNS等を通じた犯罪を防止するため、子どもが危険なウェブサイトへアクセスすることを防ぐとともに、情報モラルの普及啓発を図ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・ 小・中学校における情報モラル教育、メディアリテラシー教育 ²⁷ の実施	指導課、人権・同和教育課、青少年育成室、市民協働安全課
・ ネットトラブル防止のための出前講座の開催	
・ 県教育委員会との連携によるネットパトロールの実施	指導課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
ネットトラブル防止出前講座の開催回数 (回)	52	80

(説明) ネットトラブル防止のための小・中学校、園や地域への出前講座の回数

²⁷ メディアリテラシー教育とは、メディアを主体的に読み解く能力を育てるための教育のことです。

基本方針 4 交通事故のないまちづくり

〔目指す安全なまちの姿〕

運転者は歩行者等を思いやる運転をし、歩行者は自分の身を守る行動をすることによって、交通事故のない安全なまちを目指します。

〔各主体の役割〕

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車や自転車等を運転する際には、ルールの遵守はもとより、ゆとりを持ち、歩行者や他の運転者に思いやりの心を持って運転するなどマナーアップに努め、特に高齢者等の交通弱者²⁸に配慮し、交通事故をなくしましょう。 ● 歩行者は、夜間等において運転者の目につきやすい衣類を身につけるなど、交通事故に遭わないための行動を心掛けましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 配送業務などを担う従業員の健康管理を徹底するなど、事故防止に向けた取組を行うとともに、信号のない横断歩道での停止などに率先して取り組みましょう。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人クラブなどの高齢者に関する団体、PTAなどの子どもに関する団体などは、高齢者や子どもが交通事故の被害者とならないように、関係機関との連携のもとで啓発活動を行いましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全運転の徹底が図られるよう、交通ルールの遵守とマナーアップのための啓発・教育に取り組むとともに、交通の円滑化を図るための交通安全施設の充実を図ります。 ● 自動運転や自動ブレーキなど、交通安全につながる新たな技術について研究を行うなど、新しい取組を進めます。 ● 特に登下校時等における交通事故の撲滅に向けて、関係機関の連携による持続的な検証を行い、通学路等の安全を確保します。

〔成果指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
交通事故発生件数 (件)	9,159	8,190

(説明) 「三重の交通統計」(三重県警察本部)に基づく、市内で発生した交通事故(人身、物件)の合計件数

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
地域の交通安全環境が良くなったと感じる割合(%)	57.3	65.6

(説明) 『安全なまちづくりに関するアンケート調査』において「貴団体が活動する地域の交通安全環境は、ここ10年間で良くなったと思いますか、悪くなったと思いますか。」の問いに対し、「良くなったと思う」と「どちらかといえば良くなったと思う」を足した割合

²⁸ 交通弱者については、「自動車中心社会において移動が制約される人」と、「交通事故の被害に遭いやすい人(子どもや高齢者等)」の2つの意味がありますが、本計画では後者の意味で用いています。

基本施策4-(1) 交通安全意識の向上

〔協働による取組方向と主な事業〕

①交通ルール、交通マナーの啓発

- 交通事故を防ぐため、「子ども」「高齢者」「夜間」「横断」に重点を置いたルール・マナー啓発の取組の強化を図ります。
- 児童、生徒に対し、自転車等の安全な乗り方についての啓発を行います。
- 障害者など誰もが移動しやすい環境を守るため、点字ブロック上の障害物を取り除くなど、ユニバーサルデザインに配慮したマナーの啓発に努めます。
- 飲酒運転の根絶に向けて、飲酒運転ゼロを目指す広報・啓発を徹底します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協議会ホームページにおける市民や団体、事業者に向けた、交通安全に関する情報や資料の掲載 ・各年齢層に向けた交通安全教室の開催 ・自転車やスケートボード等に対する安全啓発の実施 ・信号機のない横断歩道における啓発活動の実施 ・飲酒運転根絶に向けた啓発の実施 	道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に向けた交通安全教室の開催 ・夏休み前など時期をとらえた安全指導の実施 	指導課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する理解を深めるための啓発（点字ブロック上への駐輪、障害者用駐車スペースへの駐車防止） 	障害福祉課

②高齢者等への啓発

- 高齢者等が交通事故の被害者となることを防ぐため、無理な横断を避けるなどの注意喚起を行うとともに、まわりの人の手助けを促します。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に向けた交通安全教室の開催 ・反射材配布等による啓発の実施 	道路管理課

〔活動指標〕

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
小・中学校における交通安全教室の実施数（校）	59	59

（説明）児童生徒に対する交通安全教室を実施している学校数

基本施策 4 - (2) 交通安全環境の整備

〔協働による取組方向と主な事業〕

①道路における交通環境の整備

- 交通環境の整備を図るため、必要な交通安全施設の設置を促進するとともに、ゾーン 30 など交通安全施策の実現を促します。
- 誰もが安全に安心して道路を通行できるよう、歩行環境におけるユニバーサルデザインの導入を図ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や公安委員会との調整による「ゾーン 30」の導入促進 ・路面の塗り分け等による歩車分離の推進 ・自転車通行空間の整備 ・ガードレール等の交通安全施設の整備促進 ・路面標示など道路の保守点検の確実な実施 ・放置禁止区域内における放置自転車の排除 ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備 	道路管理課、道路維持課

②通学路等の安全確保

- 児童生徒の通学路や園児の散歩コースなどの安全を確保するため、通学路交通安全プログラム等による安全性の検証を行い、必要な対策につなげます。
- 防犯活動団体との連携により、PTAなどを中心に登下校時等の安全確保を図ります。

主な事業（具体的な取組）	主担当課
・通学路交通安全プログラムの策定及び合同点検による検証	道路管理課、道路維持課、指導課
・園児の散歩コースなどの安全点検	保育幼稚園課
・通学路交通安全推進会議の開催	指導課
・通学路における防犯カメラ設置への支援（再掲）	市民協働安全課

〔活動指標〕

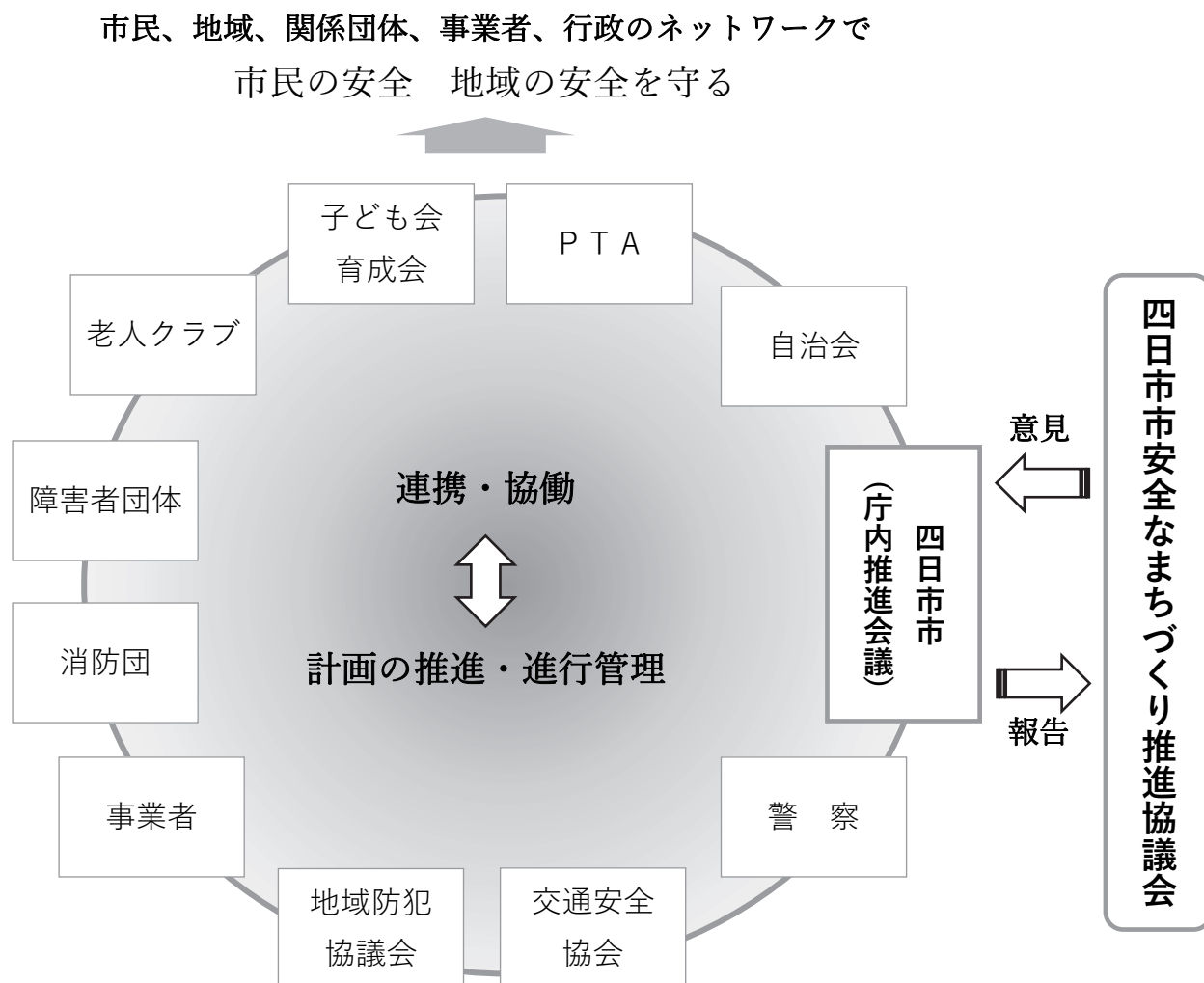
指標名	現状値(令 2)	目標値(令 8)
登下校時の通学路等での事故件数 (件)	50	45

(説明) 小・中学生が登下校時に通学路等で事故に遭った件数

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画に掲げた取組を効果的に推進するため、「四日市市安全なまちづくり推進協議会」を定期的で開催し、情報交換を行うことで意識や課題認識を共有するとともに、そのネットワークを通じて必要な連携体制を構築し、それぞれの団体における効果的な活動につなげます。



2. 計画の進行管理

毎年度、計画に掲げた取組に関する市の施策の成果・課題等を取りまとめ、「四日市市安全なまちづくり推進協議会」へ報告することを通じて点検・評価を行います。その評価に基づき、次年度以降の取組の改善を図ります。

なお、計画期間の満了時には、同協議会の総括的な評価等に基づき計画の見直しを実施します。

3. 新たな安全なまちづくり活動のあり方に向けた検討

これまでの安全なまちづくりに関するさまざまな活動は、講座や研修などの人材育成や、それぞれの団体や団体間の会合など、対面によるコミュニケーションを前提としてきました。特に、安全に対する意識を醸成し、自主的な活動につなげていくには、地域住民のつながりが重要です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、適切な距離の確保や感染予防対策、オンライン会議等の新たな情報通信技術の活用など、新しい生活様式に応じたコミュニケーションのあり方を模索することが求められています。

今後は、これまでの活動をより充実したものとしつつ、新しい生活様式（ウィズコロナ）の時代における安全なまちづくり活動のあり方の確立に向けて取り組めます。

資料編

1. 策定経過

年 月 日	名 称	概 要
令和2年 11月	安全なまちづくりに 関するアンケート調査	関係団体 127 団体に対して実施 回収率 78.0%
令和3年 4月21日	第1回安全なまちづくり 庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり条例について ・安全なまちづくり基本計画について
8月2日	第2回安全なまちづくり 庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定（見直し）にかかる留意点 ・安全なまちづくり基本計画骨子案について ・安全なまちづくり推進協議会について
8月12日	第1回安全なまちづくり 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり基本計画の更新について ・安全なまちづくり基本計画にかかる現状整理 ・安全なまちづくり基本計画骨子案について
10月28日	第3回安全なまちづくり 庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり基本計画（素案）について
11月16日	第2回安全なまちづくり 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり基本計画（素案）について
令和4年 1月11日 ～2月10日	パブリックコメント	意見提出 2名より5件
2月17日	第3回安全なまちづくり 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の修正について ・パブリックコメントの結果について ・安全なまちづくり基本計画案について

2. 安全なまちづくり推進協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	本部 賢一	四日市大学総合政策学部准教授	令和3年11月15日まで
	三田 泰雅	四日市大学総合政策学部教授	令和3年11月16日から
委 員	伊藤 哲	四日市市自治会連合会副会長 四郷地区連合自治会会長	
	和田 博	四日市南地区交通安全協会会長	
	須藤 康夫	四日市商工会議所専務理事	
	壺田 實	四日市市老人クラブ連合会会長	
	中垣 裕行	四日市市身体障害者団体連合会 四日市市視覚障害者協会会長	
	伊藤 忠夫	四日市市消防団団長	
	伊藤 昭	四日市市地域防犯協議会会長	
	丹羽 昌邦	四日市市PTA連絡協議会会長	
	新村 幸治	四日市南警察署生活安全課長	
	川村 聡	四日市南警察署交通第一課長	
	道明 温子	公募市民	
	山下二三夫	四日市市市民文化部長	

(敬称略、委員名は順不同)

3. 条規

(1) 四日市市安全なまちづくり条例

(平成 13 年四日市市条例第 46 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地域における犯罪及び事故の発生を防止するため、市、市民及び事業者が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民の安全意識の高揚を図り、その自主的な活動を促進することにより、市民にとって安全で安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事故 交通事故等市民の身体及び財産に被害が及ぶものをいう。
- (2) 市民 本市に住所を有する者及び本市に滞在する者をいう。
- (3) 事業者 本市において商業又は工業その他の事業を営む個人及び法人をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 市民及び事業者（以下「市民等」という。）を対象とした犯罪及び事故（以下「犯罪等」という。）の防止に関する意識の高揚を目的とした啓発
- (2) 市民等による自主的な犯罪等の防止を目的とした活動に対する指導及び支援
- (3) 犯罪等の防止を目的とした環境整備
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

(市民の責務)

第 4 条 市民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、また犯罪等の発生を防止するため次の各号に掲げる事項に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 安全な地域社会の実現を目的とした活動への参加
- (2) 市が実施する安全なまちづくりを目的とした活動施策への協力

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、犯罪等の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、市が実施する前条の施策（以下「安全施策」という。）に協力するよう努めなければならない。

(安全なまちづくり基本計画)

第6条 市長は、安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全な地域社会の実現に関する基本的な計画（以下「安全なまちづくり基本計画」という。）を定めなければならない。

(安全なまちづくり推進協議会)

第7条 市長は、安全なまちづくり基本計画の策定に資するため四日市市安全なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。

2 協議会は、安全施策の円滑かつ総合的な推進を図るため、市長に対して意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(2) 四日市市安全なまちづくり推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市安全なまちづくり条例（平成13年四日市市条例第46号）第7条の規定に基づき、四日市市安全なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、安全施策の円滑かつ総合的な推進に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係団体代表者
- (4) 本市を所管する三重県警察の関係職員
- (5) 市の関係職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会が必要と認めるときは、関係者その他参考人を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民文化部市民協働安全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年2月15日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に行われる協議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず市長が召集する。
- 3 この要綱施行後、最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

四日市市安全なまちづくり基本計画

—— 2022 年度～2026 年度 ——

発 行：四日市市

発行年月：2022 年(令和 4 年) 3 月

編 集：四日市市 市民協働安全課

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

TEL：059-354-8179 FAX：059-354-8316

E-mail：shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

 2022年(令和4年) 四日市市

